

## 補足資料の提出について

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」では、県内企業自らが開発した新技術を対象としています。

運用基準に示すとおり、申請できる技術は「申請者が技術的思想を創作していること、または当該技術的思想を具現するための課題を解決したことが確認できる」ものである必要がありますが、概要説明書（様式2）だけでは「申請者が自ら技術的思想を創作したものなのか」、「申請者が技術的思想を具現したのはどの部分なのか」、「何(どこ)が技術的思想なのか」等の確認が困難である場合があります。

このため、下記により補足資料を提出してくださるようお願いします。

なお、本制度でいう「技術的思想の創作」は特許法第二条に規定するものを想定しており、それが産業上利用することができる場合は特許法第二十九条に規定される「新規性」、「進歩性」を有する必要があります。

### 記

#### 1 提出資料

下記(1)～(3)は必須。(3)以降は該当する申請のみ提出して下さい。

##### (1) 様式1-1

##### (2) 開発状況説明書

自由書式。ただし、以下の内容は必ず記載して下さい。

ア 貴社が「真に開発した部分」を「開発に至った理由」とともに詳細かつ具体的に記載して下さい。

※(例) ある工法で使用する機械や材料について、購入した部分と開発した部分を明確にする。

イ 単独開発の場合は、単独で開発した旨を宣誓して下さい。

※(例) 単独開発宣誓書

ウ 共同開発の場合は、共同開発者名と開発の分担状況を具体的に記載するとともに、共同開発者から同意を得ていることを記載して下さい。

※(例) 共同開発契約書、同意書

##### (3) 主たる営業所の所在地を明らかにする資料

以下の資料の写し、あるいは客観的に本社を示す資料

登記事項証明書、法人税の納税証明書(その3の3)、商号の登記事項証明書、所得税の納税証明書(その3の2)

##### (4) 特許・実用新案の出願または登録を証する書類の写し

共同出願の場合は、申請者以外の出願者の同意書。

(名称、番号、出願者が分かる部分のみ)

※ 特許の内容を説明する資料を必要とする場合は、別途依頼します。

##### (5) その他必要な資料

- ・詳細説明資料
- ・見本
- ・運用基準を満たすことを証明する資料
- ・歩掛関係資料
- ・会社案内
- ・パンフレット等

#### 2 注意事項

提出された資料において、「申請者が技術的思想を創作していること、または当該技術的思想を具現するための課題を解決したことが確認」することが困難な新技術は、新技術評価委員会での審査対象とならない場合があります。

## 補足資料の提出方法

### 1 A4 紙ファイル長辺綴じ

背表紙：

技術名称：○○○○○○○
申請者
□□□□□株式会社

表紙：

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」
その他資料
技術名称：○○○○○○○
区 分：土 木
申 請 者：□□□□□株式会社

- 2 目次を1枚目とし、資料番号毎にインデックスを付ける。
- 3 サンプル・見本はなるべく A4 ファイル内に綴じ込んであることが望ましい。
- 4 区分には「土木」または「建築」を記入する。